

全米ドラッグ・コート専門家協会(NADCP)

第12回研修会議に参加して(2006年6月21~24日)

事務局長・尾田真言

アパリでは、刑事司法制度の中で、薬物事犯者に対して薬物依存症治療が義務付けられるような制度の創設を目指して、現行法の枠内で、これまで保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラムや、受刑者の身元引受および通信教育、仮釈放日からの薬物依存症リハビリ施設への入寮など、各種先進的施策を実施してきた。特に参考にしてきたのが米国のドラッグ・コート制度である。

私は、ドラッグ・コートが1989年にマイアミで創設された6年後の1995年から毎年開催されている年次研修会議に、第9回~第11回に続き、シアトルで開催された第12回にも参加した(2006年6月21~24日)。今年のテーマは、「回復のためによりよい連携を」であった。NADCPの年次研修会議は大きな会議で前回は2,400人、今回は3,000人の参加者がいたという。参加者の内訳はドラッグ・コートの実務家(裁判官、検察官、弁護士、保護観察官、ソーシャルワーカー、カウンセラー、裁判所やリハビリ施設の職員)と関連団体の関係者(自助グループ、薬物検査キット販売業者、出版社等)である。次回の年次研修会議はワシントンDCで2007年6月13~16日に開催される。

1、ドラッグ・コート制度の確立

1989年に薬物事犯者に対するフロリダ州デイド郡の裁判所のプログラムが試みられ、その後、ドラッグ・コートの成功が全米に増殖されて行き、今日ではもはや新規性のある試みではなく、全州においてごく日常的な業務となっている(ドラッグ・コート数の推移については図1参照)。

2、アメリカにおける覚せい剤の流行

アメリカで現在最も流行している薬物は日本と同じく覚せい剤であるが、その中毒性及び依存性の強さから大問題となっている。

3、科学的根拠に基づく実務(EBP=Evidence Based Practice)について

EBPは最近、犯罪学の領域でも流行している言葉であって、ある治療法が有効であるかどうかを過去の慣例や個人の勘ではなく科学的根拠によって評価しようとするものである。今回の約140のワークショップ中、モチベーショナル・インタビュー、再発防止プログラム、トリートメント・プロバイダーの評価、少年ドラッグ・コートの処遇、処遇方法、州政府との連携、青少年に対する実験的なセラピーの7つにevidence-basedという用語が用いられていた。

NADCPについては、<http://www.nadcp.org/> 参照。



会議場の前で(尾田)



ロジネック判事夫妻と共に

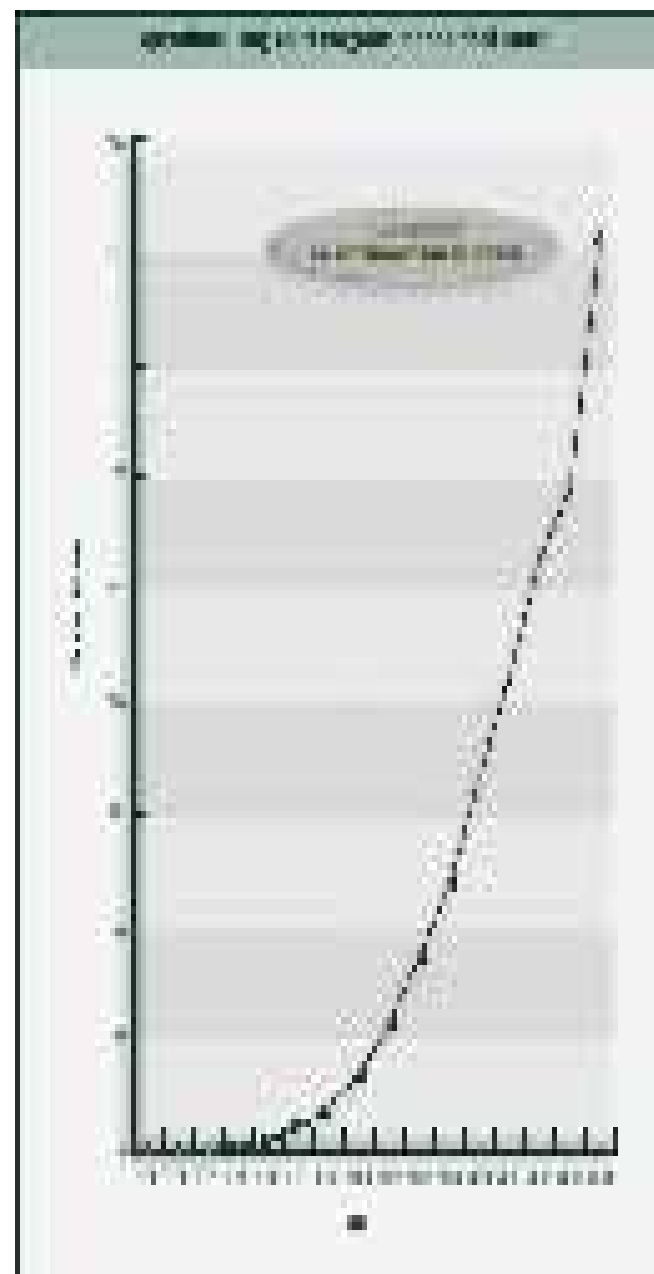


図1 ドラッグ・コート数の推移について